㉗　5(5)「制動装置」の「ブレーキ」には、ブレーキライニング、制動板（以下「ブレーキライニング等」という。）について、製造者が指定しているものにあっては、「イ.」を○で囲んだ上で、要重点点検及び要是正となる残存厚みの基準値を記入し、製造者が指定していないものにあっては、「ロ.」を○で囲んだ上で、新設時の設置時厚みを記入してください。右欄に検査で測定したブレーキライニング等の残存厚みを記入してください。

㉘～㉚　［略］

㉛　6(3)「走行台車」の「台車先端軸」及び「台車中心軸」、6(4)「車輪装置」の「主車輪軸」、「側車輪軸」及び「受輪軸」並びに6(6)「車両連結器」の「基準値」には、製造者設計基準値がある場合はその数値を、製造者設計基準値がない場合は、ころがり軸受で軸が回転するときは0.03mm、ころがり軸受で軸が回転しないときは軸の直径の１／200又は0.2mmのうちいずれか小さい値、すべり軸受のときは軸の直径の１／200の値を記入し、「現在値」には、軸と軸受のすき間を測定した値を記入してください。なお、台車先端軸、台車中心軸、主車輪軸、側車輪軸及び受輪軸が複数ある場合は、最も摩耗の進行しているものについて記入してください。

㉜～㉞　［略］

㉟　9(6)「給電線及び集電装置」の「基準値」には、製造者設計基準値がある場合はその値を記入してください。製造者設計基準値がない場合は、給電線は設置時の30％の値を、集電器は設置時の厚みの50％の値を記入してください。また、「現在値」には、検査で測定した摩耗量を記入してください。

㊱～㊳　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

㉗　5(5)「制動装置」の「ブレーキ」には、ブレーキライニング、制動板（以下「ブレーキライニング等」という。）のうち該当しないものを取消線で抹消してください。製造者が指定しているものにあっては、「イ.」を○で囲んだ上で、要重点点検及び要是正となる残存厚みの基準値を記入し、製造者が指定していないものにあっては、「ロ.」を○で囲んだ上で、新設時の設置時厚みを記入してください。右欄に検査で測定したブレーキライニング等の残存厚みを記入してください。

㉘～㉚　［同左］

㉛　6(3)「走行台車」の「台車先端軸」及び「台車中心軸」、6(4)「車輪装置」の「主車輪軸」、「側車輪軸」及び「受輪軸」並びに6(6)「車両連結器」の「基準値」には、製造者設計基準値がある場合はその数値を、製造者設計基準値がない場合は、ころがり軸受で軸が回転するときは○・○三ミリメートル、ころがり軸受で軸が回転しないときは○・二ミリメートル、すべり軸受のときは軸の直径の二百分の一の値を記入し、「現在値」には、軸と軸受のすき間を測定した値を記入してください。なお、台車先端軸、台車中心軸、主車輪軸、側車輪軸及び受輪軸が複数ある場合は、最も摩耗の進行しているものについて記入してください。

㉜～㉞　［同左］

㉟　9(6)「給電線及び集電装置」の「基準値」には、製造者設計基準値がある場合はその値を記入してください。製造者設計基準値がない場合は、給電線は設置時の30％の値を、集電器は設置時の厚みの50％の値を記入してください。また、「現在値」には、検査で測定した厚さを記入してください。

㊱～㊳　［同左］

附　則

この告示は、平成二十九年十月一日から施行する。

○国土交通省告示第九十九号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第一号様式備考(3)及び第十二号様式備考(3)の規定に基づき、自動車登録番号標及び車両番号標の塗色を定める告示を次のように定める。

平成二十九年二月十三日　　国土交通大臣　石井　啓一

自動車登録番号標及び車両番号標の塗色を定める告示

（自動車登録番号標の塗色）

第一条　道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号。次条において「規則」という。）第一号様式備考(3)の規定により国土交通大臣の定める自動車登録番号標の塗色は、次に掲げる自動車登録番号標の区分に応じ、当該各号に定める塗色とする。

一　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四条に規定する自動車（以下「登録対象自動車」という。）の種別及び用途による分類番号が三字である自動車登録番号標　別表第一に定める塗色

二　前号の自動車登録番号標のうち、特定登録対象自動車（所有者又は使用者の別表第二上欄に掲げる取組への寄与の程度を勘案し、別表第一に定める塗色とは別の塗色による自動車登録番号標を表示することを国土交通大臣が認めた登録対象自動車をいう。以下同じ。）に係る自動車登録番号標　別表第一又は別表第二下欄に定める塗色

2　登録対象自動車の所有者が国又は地方公共団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一条の三第一項に規定する地方公共団体をいう。次条第二項において同じ。）である場合には、当該登録対象自動車は、特定登録対象自動車とみなす。

（車両番号標の塗色）

第二条　規則第十二号様式備考(3)の規定により国土交通大臣の定める車両番号標（検査対象軽自動車であって、自家用自動車であるものに係るものに限る。以下同じ。）の塗色は、次に掲げる車両番号標の区分に応じ、当該各号に定める塗色とする。

一　検査対象軽自動車の用途による分類番号が三字であって、自家用又は事業用の別等を表示する平仮名又はローマ字が規則別表第二の五第二号に掲げるものである車両番号標　別表第一に規定する塗色

二　前号の車両番号標のうち、特定検査対象軽自動車（所有者又は使用者の別表第二上欄に掲げる取組への寄与の程度を勘案し、別表第一に定める塗色とは別の塗色による車両番号標を表示することを国土交通大臣が認めた検査対象軽自動車をいう。以下同じ。）に係る車両番号標　別表第一又は別表第二下欄に定める塗色

2　前条第二項の規定は、検査対象軽自動車の所有者が国又は地方公共団体である場合に準用する。この場合において、「特定登録対象自動車」とあるのは「特定検査対象軽自動車」と読み替えるものとする。

（期間）

第三条　自動車登録番号標及び車両番号標が別表第三上欄に掲げる塗色によるものとできる期間は、同表下欄に定める期間とする。

2　別表第三下欄に規定する期間の末日までに交付された自動車登録番号標及び同日までに表示された車両番号標で別表第三上欄に掲げる塗色によるものの塗色については、前項の規定にかかわらず、当該期間の末日以後においてもなお従前の例による。

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。